

公民館の運営形態の見直しについて

平成 29 年 5 月 15 日

はじめに

公民館の運営形態の見直しは、利用者の利用実態と公民館主催事業の現状を考慮する必要がありますので、課題の整理をしながら、今後の方向性を出していく必要があります。

特に、利用者の皆さまの団体・サークルが、定期的に、継続的に、集会室が使用でき、且つ、会のメンバーが増えていければよいのですが、利用団体が増えれば、部屋の競合がおきます。また、新しいメンバーが増えないと高齢化と縮小化になってしまいます。

公民館事業は、中央公民館の事業係で企画、運営し、その会場として、中央公民館や地区公民館を使用していますが、多様化している市民ニーズやダイレクトな話題性に、対応がしきれているかと問われると、現状の事業を実施するための予算や人員しか確保されていないと言わざるを得ない現状もあります。

このような中から、公民館を利用している市民の皆さまと一緒に今後の公民館、生涯学習活動をより発展的に検討したいと考えております。

【1】課題

1. 公民館の運営形態の見直し

東村山市としては、公民館に限らず、全庁的に「行政改革」に努めています。これは、地方行政として担うべき業務を精査することが主旨であり、公民館としては、施設の適正な管理、運営を検討する。ということになります。

基本的には、東村山市の生涯学習の充実をどのように発展的に進めるのかということが課題と考えております。その中で、現状の公民館について、多方面から検討し、市民ニーズに合った施設の運営、管理へと移行する道筋をつけていく事になります。

検討する方策としましては、行政としての施設の位置づけ、法的根拠、施設の運営、管理、講座等の事業の 5 つの分野に分けた検討を重ねつつ、現実的には、少しずつでも改善できるところは改善を進めたいと考えております。

1-1 施設の位置づけ

公民館は、多くの市民の皆さまの生涯学習の場として、中心的役割を担う重要な拠点であり、また、様々な芸術・伝統文化、社会教育に関する団体や教養グループ、趣味サークルなどが自主活動しやすい環境の場を提供できるよう、多様化する市民ニーズに対応した事業展開ならびに施設利用が出来るように努める事を基本的な位置づけと考えております。

現在、東村山市の公民館は、社会教育法に基づいた社会教育施設として位置付けていますが、公民館を利用したいという市民の皆さまからは、もっと自由な形態で、具体的

には、個人や少人数での利用や休館日なしの365日の利用とか、軽スポーツの利用、今までにない団体の利用とか多彩な要望が出されています。そのような要望にこたえる意味でも、生涯学習という広い概念での捉え方への移行もあるかと考えます。

また、考え方としましては、それぞれの施設の立地条件や周辺の環境、施設の規模、設備などを検討し、それぞれの施設の特徴に合わせた対応もあるかと思えます。

具体的には、来館人数が多く、457席のホールも含み施設規模の大きい中央公民館、公民館、児童館、いこいの家の複合施設である富士見文化センター、と、小規模施設の萩山公民館、秋津公民館、廻田公民館で位置づけを変えるという考え方もあると思えます。

1-2 法的根拠の移行

現在、東村山市の公民館は、社会教育法第20条を法的根拠としていますが、施設の位置づけを変更することによっては、地方自治法が法的根拠になる場合もあります。

それぞれの施設は、その位置づけによって、法的根拠も変わってきます。

他市の例を見ますと、23区では「公民館」という名称の施設ではなく、「生涯学習施設」又は「区民センター」となっており、三多摩地域におきましても、公民館を保有する市は、東村山市を始め、三鷹、昭島、調布、小金井、小平、日野、国分寺、あきる野、西東京、国立、福生、狛江、東大和、武蔵村山、多摩、稲城の17市、生涯学習センターを保有する市は、八王子、清瀬、東久留米、羽村の4市、公民館・生涯学習センターの両方を保有する市は、府中、町田の2市、両方を保有しない市は、立川、武蔵野、青梅の3市となっています。また、東村山市では、中央公民館にホールを保有しておりますが、概ね常設200席以上のホールは、公民館と切り離れた施設となっております。

東村山市立中央公民館は、公民館としては約457席の大ホールを保持しているという三多摩の中では特異な施設でもありますので、他の施設と切り離して考える事も出来ると思えます。富士見公民館は、3施設の複合施設という特徴がありますので、統合的な管理、運営をすることによって、スケールメリットが生まれる場合もあるかと思えます。

1-3 施設の運営

東村山市の公民館は、生涯学習、社会教育としての施設として位置付け、どのような形態になったとしても「教育」という範疇の中での運営が、市民の皆さまの「学びたい」「活動したい」という気持ちに寄り添うことになるかと思えます。

1-4 施設の管理

中央公民館を始め地区館の建物管理、法令に基づく点検業務等は、総合的に、中央公民館が民間業者と委託契約を結び、管理しております。特に、建物管理等については、5施設総合的管理委託契約を結び、ホール関係については、4施設ホール総合管理委託

契約を結びました。これにより、それぞれの業務の集中管理ができるようになりました。

この事は、今後の公民館の運営形態の見直しの中での大きなポイントとなると考えます。

1－5 講座等事業

公民館の市民講座を始め各事業は、事業係と講座ボランティアの皆さんが中心になり、企画運営を行っています。これは、公民館開館当時の「企画員制度」を引継ぎ、市民の皆さんと協働して、講座、事業を実施する流れでもあります。

この間、講座、自主事業を多彩に展開しておりますが、市民ニーズや要望は、現状の行政で対応できる事を超えております。

また、各館の利用率、利用人数をより向上させるためには、新たな利用者層の開拓が必要となりますし、新たな事業展開が求められると考えます。そのためには、民間活力を導入し、民間のノウハウに基づく事業展開が必要となっております。

この事も、今後の公民館の運営形態の見直しの中での大きなポイントとなると考えます。

【2】施設の課題

1. 市民ニーズ、社会のニーズに合った施設

前項でも触れていますが、中央公民館・地区公民館は、築20年から35年を経過した施設です。建築当時は、市民の要望などを取り入れた最新の施設でしたが、利用団体の多様化により、現在の施設では対応しきれない状況も生まれています。

また、個人や少人数での利用希望がある一方、50人、60人という人数での利用要望があります。また、利用目的も多様化してきていますので、総合的な複合施設への要望が寄せられています。

一方、施設の立地条件、規模、設備を始め、利用実態などから、中央公民館と地区公民館との異なる特徴を考慮して、検討する必要があるかとあります。

2. 利用実績の向上

公民館としては、実施事業の充実を図り、利用率・利用人数の向上が、大きな課題の一つとなっています。

中央公民館、富士見公民館という面積が大きく年間利用人数が多い施設と、萩山公民館、秋津公民館、廻田公民館という面積が狭く、利用人数が少ない施設もあります。

全体的には、午前、午後1の利用が高く、午後2の利用が少ないという実態もあります。

利用団体の利用という考え方だけでなく、主催事業、民間活力を導入した事業の実施により、利用率の向上を検討する必要があると考えます。

その反面、利用希望が多くなるということは、1つの団体の利用回数が減少するとい

う問題も生じます。このことは、従来利用している団体にとっては、定期的、継続的な活動に影響が発生する懸念もあります。

3. 老朽化した施設の更新

記述しましたとおり、中央公民館、地区公民館共に施設改修の課題があります。

特に、中央公民館では雨漏り、外壁補修がありますし、富士見公民館、萩山公民館でも、雨漏り、外壁補修が大きな問題になっています。

特殊建築物等定期調査報告書を基に、各施設の修繕箇所を洗い出し、総合的な改修計画を立案する必要があります。

4. 老朽化した設備の更新

中央公民館は、耐震化工事に伴い、空調設備、トイレ、エレベータなどを改修しましたが、地区公民館では、4館ともに設備面の改修が問題となっています。

また、ホール設備（吊物・音響・照明）についても、中央公民館、秋津公民館の音響、照明、富士見公民館の音響、照明、吊物、座席、廻田公民館の音響などの更新が大きな問題となります。

【3】現状の検討

このような状況にあるということをご理解いただき、これからの公民館として果たすべき役割と課題を整理し、現実的な対応の方向性を審議していただければと思います。また、東村山市の公民館は、市民との協働の取り組みを通し、自由で楽しい交流の場の提供や地域課題、社会活動に目を向けた「講座」の開催などを行ってきた経過があります。その上で、教育機関としての公民館、生涯学習施設として地域的なつながりやコミュニティを大切にし、公民館事業のさらなる発展が求められています。

これらを踏まえて、公民館運営審議会で、

- ①市民がより参加しやすい講座やテーマ、講座を支えるサポート体制
- ②公民館利用団体の育成とサポート
- ③市民文化の育成とより一層の発展を目指す取り組み

を審議、検討していただきました。

【4】公民館運営審議会第19期の審議、検討に当たって

東村山市の「公民館」をより活発にしていくためには、今までの歴史の中で培ってきたことを大切にしながら、一步踏み出す必要があると考えます。

東村山市の公民館は、市民の皆さんの意見に耳を傾けながら、市民の皆さんと一緒に歩んできた歴史を大切にする必要があります。公民館開館当時「企画員制度」を採り入れ、市民講座等の活動を開催し、その講座参加者の皆さんでサークルを立ち上げ

てきたことは大変意義があることだと思えます。その流れは、現在の「講座ボランティア」へと引き継がれてきています。また、青年障がい者学級「かめの子学級」も脈々と引き継がれています。ここは大切にしなければならない事だと認識しております。

一方、公民館の集会室等を利用する団体、サークルの多様化が見られます。35年前では想像できないようなサークルが活発に活動されています。また、少人数での利用を求める声、固定メンバーで活動したいとするサークルなど、いわゆる「社会教育法」の範疇では収めきれない実態もあります。

そこで、

1. 市民の文化的活動の拠点として、今まで培ってきた市民との協働のスタイルを継承する。
 2. 多様化する市民ニーズにこたえるため、現在の公民館の位置づけを「市民の方が広く生涯学習活動の場」とすべく、「(仮称)生涯学習センター」へと発展させていく。
 3. ホール施設や講座実施等の運営方法の改善。
- の3点を審議の中心テーマとして、多くのご意見を頂きたいと考えております。

1. 位置づけの変更

中央公民館と富士見公民館、萩山公民館、秋津公民館と廻田公民館をそれぞれの施設の特徴を鑑みて検討できたらと思えます。

今後の論議の中で、また、行政内の組織の中で、より一層検討が必要かと思えますが、中央公民館は、生涯学習センターと位置づけを変えるという方向で検討したいと考えます。

富士見文化センターは、公民館、児童館、いこいの家の複合施設です。憩の家は、現状でも委託事業となっていますので、複合施設として、施設すべてを業務委託化するという考え方もありますが、担当所管の違いという問題もあります。

3地区公民館は、公民館としての位置づけを継続し、地域の市民ニーズに応じていければと思えます。

2. 「(仮称)生涯学習センター」への発展

1の位置づけで記しました通り、それぞれの施設の特徴に合わせた位置づけをし、法的条例整備となるかと思えます。

中央公民館を「(仮称)学びの館 東村山市生涯学習センター」とし、多彩な市民ニーズに応えると共に、事業への民間活力を導入し、多彩な事業展開を図り、利用率、利用人数の向上を目指せればと思えます。

富士見公民館は、関係所管課の方向性もありますので、今後の課題となるとおもいますし、地区公民館は、地域の特性に合わせた施設としてその機能が発揮できればと思えます。

一方、今すぐにでもできる事を精査する必要もあると感じています。今まで、「この部屋はこの活動しか出来ない」とした固定観念を「柔軟な対応での利用」に変革する事は、そう難しい事ではありません。

部屋の申し込みを行う時に、この部屋での活動内容をクリックすることになりますが、その内容を広げたいと思います。

また、「公共予約システム」を変更する事は、乗り越える壁がいくつかありますが、現状の公民館の利用を柔軟な対応をすることによって解消できる事もあると思います。具体的には、随時予約での対応を柔軟にすることによって、個人又は少人数の利用が可能になります。また、展示室の予約にしても、展示会を実施する団体によっては、周年記念事業として、多方面にお知らせして開催したいというような場合は、その団体と協議して、その団体の意向に沿うような対応も可能かと思えます。また、月またぎの予約も、運用の中でできる事も多いと思います。このような事は、市民サービスの向上に直結する事だと思えます。より一層の利用の緩和だと思えます。

3. ホール施設や講座実施等の運営方法の改善

ホールの稼働率は、約46%となっていますが、平日の平日利用が増える事は難しいと考えますが、講座等事業に民間活力を導入し、多彩な事業展開が図れるようになれば、その延長線上で、ホールを使用した催し物も開催できるのではないかと思います。

現在の公民館ホールは、市民の皆さんの活動の発表の場であり、催し物を開催する場所でもあります。特に、入場料を徴収しての催し物は少なく、この分野での利用が多くなることを期待したいと思います。

昭和から平成に移る時期に、「パラダイス銀河」という曲が大ヒットしました。社会全体が、まさしくパラダイスのように輝いていた時期です。それから30年、混沌とした社会が見え隠れし、光と影が交差しているように感じます。

公民館も、昭和55年開館から35年が過ぎようとし、今までの利用形態を基準にするならば、その枠に入りきらないような利用が増えてきています。それこそ、多様化した市民ニーズという言葉が、実態になっています。

「今までと同じ」という考え方を進化させる時期が、この「公民館の運営形態の見直し」を検討する「今」なのかもしれません。